

平成14年1月17日

企業会計基準適用指針公開草案第3号 退職給付会制度間の移行等に関する会計処理(案)に係るコメント

アクチュアリー	新保	博	章
アクチュアリー	鹿島	俊	明
アクチュアリー	堀 田	晃	裕
アクチュアリー	斧 田	浩	_
公 認 会 計 士	觀	恒	平
公 認 会 計 士	渡 辺	雅	子

1.退職給付の終了の会計処理において終了の認識時期を明確にすることが必要である。

退職給付制度の終了時期は、以下のように何段階かの日が存在する。期末決算をまたぐ場合、終了の認識を行うのか否かはこれらの日をどう扱うかによる。これを明確にしないと、同じ事象でありながら決算に終了の会計処理を取り込む企業とそうでない企業が存在ことになり無用の混乱を招く。何段階か意思決定の日があることを明記した上で、いつの時点で認識するのかを明確にすることが必要である。

厚生年金基金制度の場合:取締役会決議の日、代議員会による解散の議決の日、解散の認可の日、清算の終了日

適格退職年金の場合:取締役会決議の日、年金契約の解除の日、信託財産又は返戻金 の交付日

確定給付企業年金制度の場合:取締役会決議の日、代議員会による解散の議決の日(基金型) 労働組合等の同意を得た日(規約型) 終了の承認の日(規約型) 解散の認可の日(基金型) 清算の終了日

退職金規定(社内積立制度)の場合:取締役会決議の日、従業員組合等への周知徹底の日、清算の終了日

2.減額の会計処理において退職給付規定の減額の過去勤務債務の認識時期を明確にすることが必要である。

現行の退職給付実務指針Q&A10、11では、改定日と施行日の関連では、改定日に過去勤務債務を認識するとされているが、翌期首の改定 = 施行日であるような変更の場合、期末の退職給付債務計算に、新規定(翌期首から適用となる)を採用して計算し、期末に過去勤務債務を認識すべきと考えるが、そのあたりが明確に記載されていない。

今回の減額または増額の会計処理の場合、退職給付規定の変更と制度の変更を翌期首で行った場合、どのように考えるべきであるかを明確にするべきである。現状では多くの企業で規定変更,制度移行で多額な利益が計上になる。この規定変更日の取扱いを明確にしないと無用の混乱を引き起こすことになる。

3.確定拠出型年金への移行にかかる特例処置に反対する。

確定拠出型年金へ移行するにあたり、会社が従業員との契約において確定拠出へ移行し、 もって将来の追加負担を切る決定しておきながら、移行時の損益を遅延処理するは何の理 論的根拠もない。

会社の重要な意思決定はその時点で会計処理すべきであり、退職給付会計では掛金の Cash Flow と損益の会計処理は一致することはない。また確定給付年金制度から確定拠出年金へ移行するに際しては、拠出は一括である。拠出が終了しているにも関わらずそれの損益処理を分割するなどということは、全く会計理論を愚弄している。

現今株価低迷、投資信託の人気低迷を受け確定拠出型年金への移行意思が阻害されるとの懸念があるということであるが、運用環境の悪化と会計処理は次元が違うことであり、会計処理によって確定拠出への移行を辞めるとの論法は、経営者の判断を愚弄するものである。

4. 大幅減額の会計処理については、一部終了として処理すべきである。

日本においては、退職金規定を初めから下げてしまうという従業員の権利を全く無視して行う大幅減額が可能である。このような事態は企業において相当な事情があるはずであり、大量退職をやる代わりに全従業員に一律カットすなわち大幅減額ということもある。大量退職の会計処理が一部終了の会計処理を取り入れたのに対して、大幅減額は遅延処理というのは平衡しないと考える。企業にとっての一大変革であり退職給付債務を著しく減少させるという同じ事象であれば、大量退職も大幅減額も一時の損益として認識すべきであり、遅延処理項目も減額に対応した部分について一時処理することが必要と考える。

5. 将来勤務の減額改訂については、過去勤務債務が適当である。

理論的には一時処理すべき部分が含まれているものの、実務上、過去勤務部分と将来勤 務部分に区別するのは極めて困難でかつ複雑になるため、原案の処理に賛成する。

以上